

○警察職員懲戒取扱いに関する訓令

(昭和37年12月25日警察本部訓令第32号)

[沿革] 昭和39年4月警察本部訓令第10号、44年9月第21号、45年3月第4号、46年4月第8号、48年4月第9号、49年10月第11号、52年4月第6号、54年3月第13号、55年5月第8号、61年3月第7号、平成5年3月第2号、6年5月第11号、13年12月第25号、14年3月第10号、15年1月第2号、17年3月第10号、7月第14号、25年10月第12号改正

警察本部
警察学校
警察署

警察職員懲戒取扱いに関する訓令を次のように定める。

警察職員懲戒取扱いに関する訓令

(総則)

第1条 岩手県警察職員(以下「職員」という。)に対する懲戒の取扱いは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第53号。以下「条例」という。)および職員の懲戒の手續及び効果に関する規則(以下「規則」という。)によるのほか、この訓令の定めるところによる。

(規律違反)

第2条 職員が地方公務員法第29条第1項各号のいずれかにあてはまるときは、これを規律違反とする。

(職員の責務)

第2条の2 職員は、次の各号に掲げる職員に規律違反があると認めるときは、速やかに当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。

(1) 自らが属する所属の職員 当該所属の長又は警務部監察課長(以下「監察課長」という。)

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 監察課長

(職員を監督する地位にある者の責務)

第2条の3 職員を監督する地位にある者(所属長を除く。)は、監督する職員に規律違反があると認めるときは、直ちに自らが属する所属の長に報告しなければならない。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、所属の職員に規律違反があると認めるときは、直ちに監察課長を経て本部長に報告しなければならない。

(監察課長の責務)

第4条 監察課長は、職員の規律違反を認知したときは、直ちにその事実を調査し、懲戒手續に付する必要があると認めるときは、規律違反申立書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、本部長に申し立てなければならない。

(1) 身上調査書(様式第2号)

(2) 申立ての対象となる職員(以下「被申立者」という。)の聴取書若しくは始末書又はこれらの書類を添付できない場合にあっては、申立ての規律違反に係る事実調査書

2 前項の規律違反申立書には、必要に応じて次に掲げるものを添付するものとする。

(1) 関係者の聴取書又は陳述書

(2) 申告に係る書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、規律違反に係る事実の証拠となるもの

3 職員は、第1項の規定による調査に協力しなければならない。

(懲戒審査委員会)

第5条 職員の規律違反を審査するため本部に警察職員懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、委員長および委員若干名によりこれを構成する。

2 委員長は、本部長がこれにあたる。

3 委員は、次の者をこれにあてる。

(1) 本部の各部長

(2) 首席監察官

(3) 警務課長

(4) 監察課長

(5) 前各号のほか本部長が命じた者

4 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、監察課において処理する。

(審査の付託)

第8条 本部長は、申立てをうけた規律違反について、懲戒処分を要すると認めるときは、懲戒審査付託書（様式第3号）により委員会の審査に付するものとする。

2 委員会は、前項により審査の付託を受けたときは、その旨を懲戒審査通知書（様式第4号）により、被申立者に通知するものとする。ただし、被申立者の所在を知ることができないときは、この通知を省略することができる。

3 審査通知書を受け取った被申立者は、口頭審査要求の有無を付した上で、直ちに回答書（様式第5号）を委員会に送付するものとする。

(委員会の審査)

第9条 委員長は、審査の付託をうけたときは、速やかに委員会を招集し、その審査を行うものとする。

2 委員会の審査は書面審査によるものとする。ただし、委員会が必要と認めるとき、又は被申立者から口頭審査の要求があった場合において、委員会が被申立者を出席させて審査を行うことが適当であると認めるときは、被申立者その他関係者の出席を求めて口頭審査をすることができる。

3 委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の審査は、委員長及び出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(口頭審査)

第10条 委員長は、口頭審査をするときは、その期日の1週間前までに、審査の日時、場所及び審査に付された事項の概要を、口頭審査通知書（様式第6号）により、被申立者に通知しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が正当な理由がなくて出席しないとき、又は再度の呼び出しにも応じないときは、口頭審査によらないことができる。

第11条 被申立者は、委員会の指定した審査日から3日前までに、証人等要求書（様式第7号）により被申立者側の証人に対する審査を要求しまたは証拠を提出することができる。

2 委員長は、前項による要求をうけたときは、速やかに呼出しの手続をとらなければならない。

3 委員長は、審査上必要があると認めるときは、申立者の側に、証人の出席または証拠の提出をさせることができる。

(除斥)

第12条 委員長および委員は、自己またはその親族に関する審査であるときは、委員会の審査に参加することができない。

(委員会の復申)

第13条 委員会は、審査が終了したときは、ただちにその結果を審査復申書（様式第8号）により復申しなければならない。

(処分書の様式)

第14条 条例第3条の規定による書面は、懲戒処分書（様式第9号）とする。

(交付の方法及び報告)

第15条 懲戒処分書及び処分説明書（以下「処分書等」という。）の交付は、本部長が行うものとする。ただし、必要により首席監察官又は所属長に行わせることができる。

2 前項ただし書きにより処分書等の交付を行った者は、速やかに、その状況を懲戒処分実施報告書（様式第11号）により、本部長に報告しなければならない。

3 規則第3条後段の規定により岩手県報に登載する書式は、様式第12号によるものとする。

（処分記録）

第16条 監察課長は、懲戒処分が行われた都度、懲戒処分記録（様式第13号）を作成するものとする。

（処分の通知）

第17条 監察課長は、懲戒処分を受けた者がいるときは、懲戒処分者通知書（様式第14号）により、速やかに警務課長へ通知するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和38年1月1日から施行する。

2 警察職員懲戒取扱規程（昭和29年警察本部訓令第15号）は、廃止する。

附 則（昭和39年4月23日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和39年5月1日から施行する。

附 則（昭和44年9月26日警察本部訓令第21号）

1 この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際厚生官付を命じられている者は、別に辞令を発せられない限り、厚生課に勤務を命じられたものとする。

附 則（昭和45年3月31日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和49年10月1日警察本部訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和52年4月6日警察本部訓令第6号）

この訓令は、制定の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年3月31日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月19日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和55年5月19日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月29日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和61年3月29日から施行する。

附 則（平成5年3月15日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成5年3月15日から施行する。

附 則（平成6年5月25日警察本部訓令第11号）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

2 改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附 則（平成13年12月4日警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年 3月22日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成14年 3月25日から施行する。

附 則（平成15年 1月30日警察本部訓令第 2号抄）

1 この訓令は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則（平成17年 3月31日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成17年 7月 4日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成17年 7月 4日から施行する。

附 則（平成25年10月11日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成25年10月11日から施行する。

様式第 1号（第 4条関係）

| | | | |
|------------|--------------|------------|--|
| 岩手県警察本部長 殿 | | 発第 号 年 月 日 | |
| 規律違反申立書 | | | |
| 事案名 | | | |
| 規律違反者 | 所 属 | | |
| | 職（係）名 | | |
| | 階 級 | | |
| | 氏 名 | | |
| | 生年月日 | 年 月 日生（ 歳） | |
| 違反日時 | 年 月 日 時 分 ころ | | |
| 違反場所 | | | |
| 発覚の端緒 | | | |
| 規律違反の内容 | 別紙のとおり | | |
| 送付書類 | | | |
| 意 見 | | | |

様式第 2号（第 4条関係）

| | | | |
|------------|-------|--------|--------|
| 身上調査書 | | | |
| 被申立者 | 所 属 | | |
| | 階 級 | | |
| | 氏 名 | | |
| 採用年月日 | 年 月 日 | 勤続 年 月 | 現任 年 月 |
| 給 料 | 等 号 | 円 | |
| 既往の処分 | | | |
| 平素の行状 | | | |
| 勤務および成績の良否 | | | |
| 事案の反響 | | | |
| 処分加減の情状 | | | |

様式第 3号（第 8条関係）

| |
|---------|
| 懲戒審査付託書 |
|---------|

| | |
|-------------------|-----|
| 年 月 日 岩手県警察本部長 | |
| 事案名 | |
| 被申立者 | 所 属 |
| | 係 職 |
| | 官氏名 |
| | 年 令 |
| 規律違反の内容 | |
| 送付資料 | |

様式第4号 (第8条関係)

| |
|--|
| 岩監第 号 年 月 日 |
| 所属 階級 氏 名 殿 |
| 警察職員懲戒審査委員会 委員長 氏 名 |
| 懲戒審査通知書 |
| 貴職の規律違反について、次のとおり、懲戒審査委員会の審査に付することとしたので通知する。 |
| 記 |
| 1 審査の日時 |
| 2 審査の場所 |
| 3 審査する規律違反の内容 |

備考1 この通知書を受け取ったときは、口頭審査の要求の有無について、直ちに回答書により、意思表示をすること。

2 口頭審査を要求したときは、指定した審査日の3日前までに、要求書により、証人の呼び出しを要求し、又は証拠資料を提出することができる。

様式第5号 (第8条関係)

| |
|--------------------------|
| 年 月 日 |
| 警察職員懲戒審査委員会 委員長 氏 名 殿 |
| 所属 階級 氏 名 ㊟ |

回答書

1 年 月 日、審査通知書を受け取りました。

2 口頭審査については

要求します。

要求しません。

様式第6号（第10条関係）

岩監第 号

年 月 日

所属

階級 氏 名 殿

警察職員懲戒審査委員会

委員長 氏 名

口頭審査通知書

貴職の規律違反について、次のとおり、口頭審査を行うこととしたので、出席されたい。

なお、正当な理由がなくて出席しないときは、欠席のまま審査を行うことがあり得ることを申し添える。

記

1 審査の日時

2 審査の場所

3 審査する規律違反の内容

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

警察職員懲戒審査委員会

委員長 氏 名 殿

所属

官職 氏 名 ㊟

証人等要求書

私の規律違反について、次の証人を呼び出されたい（次の証拠について、審査願いたい。）。

記

1 証人の住所、氏名等

2 証拠

様式第8号 (第13条関係)

| | |
|-------------|---------------------------|
| 年 月 日 | |
| 審査復申書 | |
| 年 月 日付託を受けた | に関する事案を審査した結果、下記のとおり決定した。 |
| 記 | |
| (処分の種別、程度) | |
| 委員長 | |
| 委員 | |
| 委員 | |
| 委員 | |
| 委員 | |
| 委員 | |
| 委員 | |

様式第9号 (第14条関係)

懲戒処分書

| | | | |
|---------|--|------|--|
| 階級職の呼称 | 氏名 | | |
| 懲戒処分の内容 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 任命権者 | 岩手県警察本部長 官氏名 印 | | |
| 交付年月日 | 年 月 日 | 交付場所 | |

様式第10号 削除

様式第11号 (第15条関係)

| | |
|------------|--|
| 第 号 | |
| 年 月 日 | |
| 岩手県警察本部長 殿 | |
| 所属名 | |
| 官職 氏 名 | |

懲戒処分実施報告書

次のとおり、本職から当該職員に対し、懲戒処分書を交付したので、請書の写しを添付し報告する。

記

- 1 被処分者の係名、階級職、氏名、年齢
- 2 実施年月日
- 3 実施場所
- 4 参考事項

様式第12号（第15条関係）

岩手県警察本部公告

階級職

氏名

上記の者に対する懲戒処分書及び懲戒処分説明書は、本人の所在を知ることができないため、交付できないから、警察職員懲戒取扱いに関する訓令第15条第2項の規定により、懲戒処分の内容を公告する。

年 月 日

岩手県警察本部長

官氏名

記

(懲戒処分書の内容)

様式第13号（第16条関係）

| 懲戒処分記録 | | | | 整理番号 | |
|--------|------------------|-------|----|------|-------------|
| 事案名 | | | | | |
| 発生日時 | 年 月 日 午前・午後 時 分頃 | | | | |
| 発生場所 | | | | | |
| 被処分者 | 所属 | 係名 | 階級 | 氏名 | 生年月日 |
| | | | | | 年 月 日生 (歳) |
| 処分 | 決定 | | | | 適用法条 |
| | 発令 | 年 月 日 | | | |
| | 効力発生 | 年 月 日 | | | |

| | |
|-------|--|
| 事案の内容 | |
|-------|--|

様式第14号 (第17条関係)

| | | | |
|-----------|------|---------|------------|
| 警務部警務課長 殿 | | 岩監第 号 | |
| | | 年 月 日 | |
| | | 警務部監察課長 | |
| 懲戒処分者通知書 | | | |
| 被処分者 | 所 属 | | |
| | 階級職 | | 氏 名 |
| | 給 料 | 第 号 | 年 齡 |
| | 採 用 | 年 月 日 | 勤 続 年 月 |
| 処分内容 | 決 定 | | 適用法条 |
| | 発 令 | 年 月 日 | 効力発生 年 月 日 |
| | 事案概要 | | |
| 連絡事項 | (意見) | | |